

はじめに

令和3年度の内外情勢をみますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、内外の経済活動は大きく制約されましたが、ワクチン接種の普及や感染対策の強化等により、経済活動の正常化に向け、徐々にではありますが改善の兆しが見え始めてきました。しかしながら、世界的な経済活動の再開により、サプライチェーンを通じた供給制約の影響や新たな変異株の発生、また、年度後半の東ヨーロッパにおけるロシアのウクライナ侵攻による国際秩序の不安定化やこれに伴うエネルギー価格の上昇など、国内だけでなく世界各国の経済・社会活動に大きな影響をおよぼす情勢となっており、今後の内外経済の動向が懸念されるところであります。

そのような中、当業界においては、8月に堂島取引所のコメの本上場が不認可となりましたが、9月には大阪取引所及び東京商品取引所のデリバティブ売買システム（J-GATE 3.0）が稼働し、大阪取引所においてはCME原油等指数先物が上場されました。

また、令和4年1月には東京商品取引所において、電力先物の本上場及びLNG先物の試験上場の認可があり、令和4年4月からは電力先物が本上場に移行するとともに、LNG先物は試験期間を3年とする取引が開始されるなど、デリバティブ市場の活性化への試みが進展することとなりました。

一方、本基金においては、新規商品の取引の活性化と会員の負担軽減に取り組むため、試験上場中の商品については、これまでどおりの軽減措置を、新たに上場された商品については、上場から翌年度末までの定率会費の軽減措置を行うための関係規則の改正を9月に行いました。また、令和4年4月の東京証券取引所の市場区分の変更に伴い、基金の基金代位弁済契約における代位弁済担保の有価証券について、これに関連する規定の整備を3月に行いました。

次年度におきましては、商品デリバティブ取引に係る普及啓発・調査研究の推進、資金の効率的な運用や関係団体との連携等について引き続き検討を行っていくこととしております。

本基金としては、引き続き基金の使命である委託者・投資者の保護及び資産の保全を全うし、また、会員の財務内容の監査・監視に努めるとともに、不幸にして弁済事故が起きた場合には迅速・的確な処理を行い、取引の信頼性の維持向上及び会員経営の健全化に寄

与して参る所存であります。

以下、基金の令和3年度における各事業の概要は次のとおりであります。

## 1. 総務関係事項

### (1) 定款・業務規程等の改正等について

#### ① 諸規則の制定及び改正等

諸規則の制定及び改正、理事会決定事項の改正については、次のとおりである。

#### (a) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の改正

令和3年9月27日開催の第115回理事会において、9月21日から大阪取引所においてCME原油等指数先物の取引（商品関連市場デリバティブ取引）が開始されたほか、東京商品取引所において、電力やLNGの上場が目指されているところから、基金として新商品の取引の活性化に取り組むとともに、会費に関する会員の事務負担の軽減を図ることが望ましいと考えられる。このため、「定款、業務規程等の施行に関する規則」第14条を改正し、試験上場中の商品に加え、新たに上場（試験上場を除く。）された商品についても、当該年度の翌年度末までの間においては、取引枚数を0枚とすることとし、当該規則の改正を行い、令和3年9月21日から適用することとなった。

#### (b) 「基金代位弁済業務実施要領」及び「特定基金代位弁済業務実施要領」の改正

令和4年3月10日開催の第117回理事会において、東京証券取引所における市場区分の見直しが令和4年4月4日から行われることから、基金と代位弁済契約を締結する代位弁済契約会員が基金に差し入れる代位弁済担保について、差し入れることのできる有価証券として、東京証券取引所第一部上場銘柄の株式から同取引所プライム市場上場銘柄の株式に変更することとなり、当該要領の改正を行い、令和4年4月4日から施行することとなった。

(2) 役員等の異動

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(令和4年3月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

(理事)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	3. 4. 1	古田省三	岡藤商事(株)取締役相談役

(運営審議会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 4. 1	池本正純	専修大学名誉教授

(運営審議会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 4. 1	鋳持宏昭	北辰物産(株)代表取締役

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 4. 1	池本正純	専修大学名誉教授
再任	3. 4. 1	鋳持宏昭	北辰物産(株)代表取締役
再任	3. 4. 1	尾崎隆昌	公認会計士
再任	3. 4. 1	三瓶真言	元時事通信社金融市場部長
再任	3. 4. 1	清水 清	A I ゴールド証券(株)代表取締役
再任	3. 4. 1	永沢裕美子	N A C S 代表理事
再任	3. 4. 1	平川純子	弁護士
再任	3. 4. 1	安成政文	豊トラスティ証券(株)代表取締役

(規律委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 5. 20	二家勝明	日産証券(株)代表取締役

(規律委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 5. 20	高氏 侖	弁護士

(規律委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 5. 20	二家勝明	日産証券(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	高氏 侖	弁護士
再任	3. 5. 20	荒井史男	元日本商品先物取引協会会長
再任	3. 5. 20	江崎 格	元(株)東京商品取引所代表執行役
再任	3. 5. 20	多々良實夫	豊トラスティ証券(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	宮 裕	公認会計士
再任	3. 5. 20	宮本品二	元日本商品委託者保護基金副理事長

(代位弁済審査会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 5. 20	尾崎隆昌	公認会計士

(代位弁済審査会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 5. 20	中曾根淳	日本商品先物取引協会事務局長

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	3. 4. 1	村上久広	KOYO証券(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	尾崎隆昌	公認会計士
再任	3. 5. 20	中曾根淳	日本商品先物取引協会事務局長
再任	3. 5. 20	大石悦次	(株)東京商品取引所常勤監査役
再任	3. 5. 20	釧持宏昭	北辰物産(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	山田明信	弁護士

(制度検討委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 5. 20	多々良實夫	豊トラスティ証券(株)代表取締役

(制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	3. 5. 20	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役

(制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	3. 4. 1	古田省三	岡藤商事(株)取締役相談役
辞任	3. 4. 1	村上久広	KOYO証券(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	多々良實夫	豊トラスティ証券(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	有馬誠吾	(株)コムテックス代表取締役
再任	3. 5. 20	石崎 隆	(株)東京商品取引所代表取締役
再任	3. 5. 20	岡本安明	岡安商事(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	清水 清	A I ゴールド証券(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	下山 均	フィリップ証券(株)代表取締役
再任	3. 5. 20	二家勝明	日産証券(株)代表取締役
辞任	3. 9. 1	下山 均	フィリップ証券(株)

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 23 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、令和 4 年 3 月 31 日現在の会員数は 18 社、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

また、前年度末の特定会員数 17 社について、本年度中に別表(4)のとおり異動があり、令和 4 年 3 月 31 日現在の会員数は 14 社、その特定会員名簿は別表(5)のとおりである。

(4) 会員の名称(商号)変更等

① 会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
(株)フジトミ	フジトミ証券(株)	3. 8. 1
大起産業(株)	大起証券(株)	3. 10. 1

## ② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
第一商品(株)	木村 学	岡田義孝	3. 4. 14
フジフューチャーズ(株)	寺町美摩	小谷田麻由	3. 5. 13
岡安商事(株)	岡本 昭	岡本安明	3. 6. 8
岡藤商事(株)	古田省三	増田潤治	3. 6. 29
ソシエテ・ジェネラル証券(株)	ラファエル・シェリ	島本幸治	3. 7. 1
フィリップ証券(株)	下山 均	永堀 真	3. 7. 8

## 2. 一般委託者への支払及び関連業務

### (1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

令和3年度において、基金は、通知商品先物取引業者が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定等について意見を聴くため業務規程等に基づき運営審議会を4回開催した。

当年度において、商品先物取引法第303条第1項に基づく通知商品先物取引業者となった会員は3社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は3社、分離保管弁済案件と認定した会員及び弁済困難と認定した会員は0社であった。

このため、法第306条第1項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することとはなかった。また、法第308条に定める返還資金融資を実施することとはなかった。

当該通知商品先物取引業者となった会員3社に係る処理については、次のとおりである。

#### ① フジフューチャーズ(株)の処理について

フジフューチャーズ(株)は、令和3年4月16日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日5月19日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は4月16日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第30条に規定する弁済難易度の認定を行うため、4月16

日に第 100 回運営審議会を開催し、4 月 16 日に同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定した。

4 月 16 日付で同社より業務規程第 44 条に基づく自主弁済計画の提出があったことから、基金は 4 月 16 日に運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。

その後、同社は 5 月 19 日付で商品先物取引業を廃止したことから、5 月 20 日付で会員脱退した。

また、5 月 19 日に同社より委託者債務の弁済が完了したとの報告があったことから、基金は同社の委託者債務の状況等を立入監査で確認のうえ、5 月 20 日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。

## ② 岡藤商事(株)の処理について

岡藤商事(株)は、令和 3 年 7 月 30 日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日 9 月 13 日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は 7 月 30 日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第 30 条に規定する弁済難易度の認定を行うため、7 月 30 日に第 101 回運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、7 月 30 日に同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定した。

8 月 5 日付で同社より業務規程第 44 条に基づく自主弁済計画の提出があったことから、基金は 9 月 6 日に書面による第 102 回運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。

その後、同社は 9 月 13 日付で商品先物取引業を廃止したことから、9 月 14 日付で会員脱退した。

また、9 月 24 日に同社より委託者債務の弁済が完了したとの報告があったことから、基金は同社の委託者債務の状況等を立入監査で確認のうえ、9 月 28 日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。

## ③ 今村証券(株)の処理について

今村証券(株)は、令和3年12月21日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日令和4年1月31日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は12月21日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第30条に規定する弁済難易度の認定を行うため、12月22日に第103回運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、12月22日に同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定した。

12月21日付で同社より業務規程第44条に基づく自主弁済計画の提出があったことから、基金は12月22日に電話による運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。

その後、同社は1月31日付で商品先物取引業を廃止したことから、2月1日付で会員脱退した。

また、1月31日に同社より委託者債務の弁済が完了したとの報告があったことから、基金は同社の委託者債務の状況等を立入監査で確認のうえ、2月3日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。

## (2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より引き続き処理を行った通知商品先物取引業者については次のとおりである。

### ① 第一商品(株)の処理について

自主弁済案件として認定した第一商品(株)の委託者債務の弁済については、令和3年4月9日付で業務規程第44条に基づく自主弁済計画の提出があったことから、基金は4月16日に運営審議会を開催し提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。

その後、同社の委託者債務の弁済については、令和3年2月26日までに終了したとの報告があったことから、基金は同社の委託者債務の状況を立入監査で確認の上、5月10日付で同社との分離保管弁済契約並びに基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は4月30日付で商品先物取引業を廃止したことから、5月1日付で会員脱退した。



## ② ㈱さくらインベストについて

㈱さくらインベストは、令和 2 年 6 月 10 日付けで商品先物取引業の許可取消処分を受けたが、農林水産大臣及び経済産業大臣に対し、許可取消処分に対する取消し請求のため訴訟を行い、係争が続いている。このため弁済処理については留保されている。

## 3. 一般顧客への支払及び関連業務

### (1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

令和 3 年度において、基金は、通知金融商品取引業者が特定債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定等について意見を聴くため業務規程等に基づき投資者保護基金の運営審議会とみなされる運営審議会を 4 回開催した。

当年度において、金融商品取引法第 79 条の 53 第 1 項に基づく通知金融商品取引業者となった会員は 3 社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 3 社、分離保管弁済案件と認定した会員及び弁済困難と認定した会員は 0 社であった。

このため、法第 79 条の 56 第 1 項に定める基金による一般顧客に対する支払を実施することはなかった。また、法第 79 条の 59 に定める返還資金融資を実施することはなかった。

当該通知金融商品取引業者となった会員 3 社に係る処理については、次のとおりである。

### ① フジフューチャーズ(株)の処理について

フジフューチャーズ(株)は、令和 3 年 4 月 16 日に金融商品取引業の廃止公告（廃止日 5 月 19 日）を行ったことから、同社は通知金融商品取引業者となった。

このため、基金は 4 月 16 日に同社に対する立入監査を行い、特定債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第 30 条の 2 に規定する弁済難易度の認定を行うため、4 月 16 日に第 100 回運営審議会を開催し、4 月 16 日に同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定した。

4 月 16 日付で同社より業務規程第 44 条に基づく自主弁済計画の提出があったことから、基金は 4 月 16 日に運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定

を行った。

その後、同社は5月19日付で金融商品取引業を廃止したことから、5月20日付で会員脱退した。

また、5月19日に同社より特定債務の弁済が完了したとの報告があったことから、基金は同社の特定債務の状況等を立入監査で確認のうえ、5月20日付で同社との区分管理弁済契約を解除した。

## ② 岡藤商事㈱の処理について

岡藤商事㈱は、令和3年7月30日に金融商品取引業の廃止公告（廃止日9月13日）を行ったことから、同社は通知金融商品取引業者となった。

このため、基金は7月30日に同社に対する立入監査を行い、特定債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第30条の2に規定する弁済難易度の認定を行うため、7月30日に第101回運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、7月30日に同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定した。

8月5日付で同社より業務規程第44条に基づく自主弁済計画の提出があったことから、基金は9月6日に書面による第102回運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。

その後、同社は9月13日付で金融商品取引業を廃止したことから、9月14日付で会員脱退した。

また、9月24日に同社より特定債務の弁済が完了したとの報告があったことから、基金は同社の特定債務の状況等を立入監査で確認のうえ、9月28日付で同社との区分管理弁済契約を解除した。

## ③ 今村証券㈱の処理について

今村証券㈱は、令和4年1月31日に北陸財務局より金融商品取引法第31条第4項の商品デリバティブ関連業務を行わない旨の変更登録を受けたことから、同社は通知金融商品取引業者となった。

このため、基金は2月1日に同社に対し書面監査を行い、特定債務の状況等を確認した。

次いで、業務規程第 30 条の 2 に規定する弁済難易度の認定を行うため、2 月 2 日に第 104 回運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、2 月 2 日に同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定した。

2 月 1 日付で同社より業務規程第 44 条に基づく自主弁済計画の提出があったことから、基金は 2 月 2 日に電話による運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。

同社は 1 月 31 日付で商品デリバティブ関連業務を行わない旨の変更登録を受けたことから、特定会員でなくなり 2 月 1 日付で会員脱退した。

また、1 月 31 日に同社より特定債務の弁済が完了したとの報告があったことから、基金は同社の特定債務の状況等を書面監査で確認のうえ、2 月 3 日付で同社との区分管理弁済契約を解除した。

#### (2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より引き続き処理を行った弁済案件に係るものはない。

### 4. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

#### (1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

基金は、平成 17 年 5 月 1 日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として 9,853 百万円を造成した。

令和 2 年度において一般委託者支払及び一般顧客支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準(98 億円)を下回ることにならなかったことから、令和 3 年度は資金積戻計画を定めなかった。従って、一般負担金及び新規会員負担金の徴収は行われなかった。令和 3 年度においては、一般委託者支払及び一般顧客支払が行われなかったため、委託者保護資金は、令和 4 年 3 月末日現在で 9,853 百万円を維持している。

## (2) 委託者保護資金等の管理

### ① 委託者保護資金

委託者保護資金については、理事会決定の「委託者保護資金の管理運用について」(最終改正日平成 28 年 5 月 24 日)に基づき、普通預金、定期預金、国債、政府保証債、地方債、一般担保付社債及び利付金融債で運用している。

この決定に基づいた令和 4 年 3 月末日の期間別運用実績は次のとおりである。

(期間別運用実績)

	基本目標率	実績比率
・ 3 年以下	20 %	18.9 %
・ 3 年超	80 %	81.1 %

### ② 基金分離預託等財産及び代位弁済積立金等

理事会決定の「資産の管理運用について」(最終改正日令和 2 年 5 月 20 日)に基づき、基金分離預託財産及び基金区分預託財産については決済性預金で管理運用し、代位弁済担保については普通預金、定期預金で管理運用し、代位弁済積立金については普通預金、定期預金及び有価証券で管理運用している。

## 5. 委託者資産保全措置の管理

### (1) 分離保管弁済契約の締結状況

令和 3 年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を変更した会員は 0 社、契約を解除した会員は 5 社であり、令和 4 年 3 月末日の契約会員は 17 社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は(令和 4 年 3 月 31 日現在)別表(3)のとおりである。

### (2) 指定信託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行うことになるが、期首において契約会員はなく、期中においても新たに

契約を締結した会員はなかった。

### (3) 基金分離預託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、委託者資産保全措置として会員からの金銭の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は0社、契約を解除した会員は5社であった。令和4年3月末の契約会員は17社、基金分離預託の総額は1,335百万円であった。

### (4) 銀行等保証の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行うこととなるが、期首において契約会員はなく、期中においても新たに契約を締結した会員はなかった。

### (5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は13社（代位弁済限度額の総額950百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員0社、代位弁済限度額の変更会員2社、担保変更延べ3社、契約解除2社であった。その結果、令和4年3月末の契約会員は11社（代位弁済限度額の総額は945百万円）であった。

#### 〈令和4年1月1日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

当該契約は、令和3年12月末をもって満了することから、令和4年12月末を終期とする契約を新たに締結するため、令和3年11月9日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は12月3日開催の第45回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12月10日開催の第116回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、令和4年1月1日付けで会員11社（更新11社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は945百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第13条第4項に基づき、

契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 0 社であった。)

## 6. 財産管理措置の管理

### (1) 区分管理弁済契約の締結状況

令和 3 年度において、業務規程に定める区分管理弁済契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を変更した会員は 0 社、契約を解除した会員は 3 社であり、令和 4 年 3 月末の契約会員は 14 社であった。

なお、区分管理弁済契約における対象契約型の選択状況は（令和 4 年 3 月 31 日現在）別表(5)のとおりである。

### (2) 指定信託の管理

基金は、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（平成 26 年内閣府・財務省令第 1 号）及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行うことになるが、期首において契約会員はなく、期中においても新たに契約を締結した会員はなかった。

### (3) 基金区分預託の管理

基金は、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令及び業務規程に基づき、財産管理措置として会員からの金銭の預託を受ける等の基金区分預託業務を行った。期中に基金区分預託契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を解除した会員は 3 社であった。令和 4 年 3 月末の契約会員は 14 社、基金区分預託の総額は 21 百万円であった。

### (4) 銀行等保証の管理

基金は、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行うこととなるが、期首において契約会員はなく、期中においても新たに契約を締結した会員はなかった。

#### (5) 基金代位弁済の管理

基金は、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は 13 社（代位弁済限度額の総額 1,735 百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員 0 社、代位弁済限度額の変更会員 2 社、担保変更延べ 4 社、契約解除 2 社であった。その結果、令和 4 年 3 月末の契約会員は 11 社（代位弁済限度額の総額は 1,620 百万円）であった。

#### 〈令和 4 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

当該契約は、令和 3 年 12 月末をもって満了することから、令和 4 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、令和 3 年 11 月 9 日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は 12 月 3 日開催の第 45 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12 月 10 日開催の第 116 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、令和 4 年 1 月 1 日付けで会員 11 社（更新 11 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 1,620 百万円、契約会員のうち特定基金代位弁済実施要領第 14 条第 4 項に基づき、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 0 社であった。）

### 7. 会員に対する監視、監査等

#### (1) 会員に対する常時監視

c f e f システムにおいて、日次においては「委託者等資産保全措置に関する調書」及び「顧客等財産管理措置に関する調書」を、月次においては省令に定められた「月次報告書」等の様式に係る報告を受けている。

#### (2) 会員に対する監査

随時、会員に対して委託者資産（顧客財産を含む。）保全の観点から、「委託者に係る純負債を計算するための項目の管理」に基づき委託者に係る純負債算出表及びこれに関連

する帳簿について、書面監査及び立入監査を行うとともに、弁済事故の未然防止の観点から月次報告書及びこれを補完する証拠書類についても監査を行い、必要な指導を行った。

上記の結果、立入監査対象延べ会員は 11 社、立入日数は 13 日であった。

### (3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、令和 3 年度の財務諸表の外部監査の適用免除に該当する会員は 2 社であり、2 社について免除会員に対する措置を講じた。

### (4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

### (5) 会員に対する制裁

令和 3 年度においては、制裁を行わなければならない案件はなかったことから、規律委員会を開催することはなかった。

## 8. その他の業務

### (1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟案件はない。

### (2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

令和 3 年度において、定率会費に係る定款、業務規程等の施行に関する規則の一部改正について、制度検討委員会を 1 回開催し検討を行った。

#### ① 定率会費に係る定款、業務規程等の施行に関する規則の一部改正について

令和 3 年 9 月 17 日開催の第 36 回制度検討委員会において、次のような検討が行われた。

現行の定率会費は、「入会金及び会費に関する規則」第 3 条の規定に基づき、会員の



営業収益、取引枚数、補償対象顧客資産額に応じて、その額が決められることとされており、特に取引枚数については、「定款、業務規程等の施行に関する規則」第 14 条において、試験上場中の商品の取引枚数は 0 枚として取り扱うこととしている。

このような中、9 月 21 日から大阪取引所において CME 原油等指数先物の取引（商品関連市場デリバティブ取引）が開始されるほか、東京商品取引所において電力や LNG の上場が目指されているところ、基金としても新規商品の取引の活性化に取り組むとともに、会員に関する事務負担の軽減を図ることが望ましいと考えられる。

このため、「定款、業務規程等の施行に関する規則」第 14 条を改正し、試験上場中の商品に加え、新たに上場（試験上場を除く。）された商品についても、当該年度の翌年度末までの間においては、取引枚数を 0 枚とする。

同委員会の検討結果に基づき、当該改正について、9 月 27 日開催の第 115 回理事会に付議することとなり、同理事会の承認後、9 月 21 日から適用することとなった。

### （3）広報の実施

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は 18,704 件であった。

### （4）商品デリバティブ取引に係る普及啓発・調査研究の推進

基金として商品デリバティブ取引に関する普及啓発・調査研究を進めていくことが必要であるとして令和 2 年 7 月 21 日開催の第 110 回理事会において、定款及び業務規程等の改正を議決した。当該改正については、主務大臣の認可事項であることから、現在、改正内容について、主務省と調整及び主務省による金融庁・財務省と調整中である。

別表(1) 役員等の一覧 (令和4年3月末日現在)

(役員)

理事長	岡地和道 (岡地㈱代表取締役)
副理事長	依田年晃 (サンワード貿易㈱代表取締役)
副理事長	井上明 (日本商品委託者保護基金・常勤)
副理事長	小川潔 (日本商品委託者保護基金)
常務理事	庄司國男 (日本商品委託者保護基金・常勤)
理事	石崎隆 (㈱東京商品取引所代表取締役)
理事	宮裕 (公認会計士)
理事	山崎恒 (日本商品先物取引協会会長)
理事	多々良實夫 (豊トラスティ証券㈱代表取締役)
理事	二家勝明 (日産証券㈱代表取締役)
監事	細金英光 (フジトミ証券㈱代表取締役)
監事	有賀文宣 (税理士)

(運営審議会委員)

委員長	池本正純 (専修大学名誉教授)
副委員長	釧持宏昭 (北辰物産㈱代表取締役)
委員	尾崎隆昌 (公認会計士)
委員	三瓶真言 (元時事通信社金融市場部長)
委員	清水清 (AI ゴールド証券㈱代表取締役)
委員	永沢裕美子 (NACS 代表理事)
委員	平川純子 (弁護士)
委員	安成政文 (豊トラスティ証券㈱代表取締役)

(規律委員会)

委員長	二家勝明 (日産証券㈱代表取締役)
副委員長	高氏侑 (弁護士)
委員	荒井史男 (元日本商品先物取引協会会長)
委員	江崎格 (元㈱東京商品取引所代表執行役)
委員	多々良實夫 (豊トラスティ証券㈱代表取締役)
委員	宮裕 (公認会計士)
委員	宮本品二 (元日本商品委託者保護基金副理事長)

(代位弁済審査会)

委員長	尾崎隆昌 (公認会計士)
副委員長	中曾根淳 (日本商品先物取引協会事務局長)
委員	大石悦次 (㈱東京商品取引所常勤監査役)
委員	釧持宏昭 (北辰物産㈱代表取締役)
委員	山田明信 (弁護士)

(制度検討委員会)

委員長	多々良 實 夫 (豊トラスティ証券(株)代表取締役)
副委員長	依 田 年 晃 (サンワード貿易(株)代表取締役)
委員	有 馬 誠 吾 (株)コムテックス代表取締役)
委員	石 崎 隆 (株)東京商品取引所代表取締役)
委員	岡 本 安 明 (岡安商事(株)代表取締役)
委員	清 水 清 (AI ゴールド証券(株)代表取締役)
委員	二 家 勝 明 (日産証券(株)代表取締役)

## 別表 (2)

## 会 員 異 動 状 況 表

		増	減		
令和3年	4月末日		1社	22社	(4月1日：脱退) KYO証券株
	5月末日		2社	20社	(5月1日：脱退) 第一商品株 (5月20日：脱退) フジフューチャーズ株
	6月末日			20社	
	7月末日			20社	
	8月末日			20社	
	9月末日		1社	19社	(9月14日：脱退) 岡藤商事株
	10月末日			19社	
	11月末日			19社	
	12月末日			19社	
	令和4年	1月末日			19社
2月末日			1社	18社	(2月1日：脱退) 今村証券株
3月末日				18社	

## 別表(3)

## 会員名簿及び分離保管弁済契約の対象契約型の一覧

(令和4年3月末)

会員名	指定信託	分離預託	銀行保証	代位弁済
岡地(株)		○		○
AIゴールド証券(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
クリエイトジャパン(株)		○		
大起証券(株)		○		○
フジミ証券(株)		○		○
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)		○		○
(株)コムテックス		○		○
豊トラスティ証券(株)		○		○
(株)アステム		○		○
クレディ・スイス証券(株)		○		
ソシエテ・ジェネラル証券(株)		○		
JPアセット証券(株)				
日産証券(株)		○		○
(株)さくらインベスト		○		
フィリップ証券(株)		○		
SBIプライム証券(株)		○		
18社				
合計	0	17	0	11

## 別表(4)

## 特定会員異動状況表

		増	減		
令和3年	4月末日			17社	
	5月末日		1社	16社	(5月20日：脱退) フジフューチャーズ㈱
	6月末日			16社	
	7月末日			16社	
	8月末日			16社	
	9月末日		1社	15社	(9月14日：脱退) 岡藤商事㈱
	10月末日			15社	
	11月末日			15社	
	12月末日			15社	
	令和4年	1月末日			15社
2月末日			1社	14社	(2月1日：脱退) 今村証券㈱
3月末日				14社	

別表(5)

特定会員名簿及び区分管理弁済契約の対象契約型の一覧

(令和4年3月末)

会員名	指定信託	区分預託	銀行保証	代位弁済
岡地(株)		○		○
AIゴールド証券(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
クリエイトジャパン(株)		○		
大起証券(株)		○		○
フジトミ証券(株)		○		○
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)		○		○
(株)コムテックス		○		○
豊トラスティ証券(株)		○		○
(株)アステム		○		○
JPアセット証券(株)		○		
日産証券(株)		○		○
フィリップ証券(株)		○		
14社				
合計	0	14	0	11

(参考)

業 務 処 理 概 況  
(令和3年4月～令和4年3月)

月 日	主 要 事 項	摘 要
[4月中]		
4月 1日	会員脱退及び脱退通知	KOYO証券(株) (4月1日脱退) 会員あて通知
4月 1日	分離保管弁済契約の解除	KOYO証券(株) (4月1日付) 揭示上に公告、並びに、当該会員あて通知
4月 1日	基金分離預託契約の解除	KOYO証券(株) (4月1日付)
4月 1日	分離保管弁済契約の締結 (更新)	岡地(株)外21社 (4月1日付締結 (更新)) 揭示上に公告、並びに、当該会員、主務省あて通知
4月 1日	区分管理弁済契約の締結 (更新)	岡地(株)外16社 (4月1日付締結 (更新)) 揭示上に公告、並びに、当該会員、主務省あて通知
4月 1日	商品先物取引法第283条第3項に基づく変更届出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
4月 5日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
4月16日	第100回運営審議会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 正副委員長の互選について 2. 第一商品(株)に係る自主弁済計画の認定について 3. フジフューチャーズ(株)の弁済難易度について 4. フジフューチャーズ(株)に係る自主弁済計画の認定について



月 日	主 要 事 項	摘 要
		その他
4月16日	フジフューチャーズ㈱に係る商品先物取引法第303条第2項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
4月16日	フジフューチャーズ㈱に係る金融商品取引法第79条の53第2項の報告	金融庁長官及び財務大臣あて報告
4月19日	フジフューチャーズ㈱の弁済難易度の認定及び当該認定の報告及び通知	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに当該会員あて通知
4月19日	フジフューチャーズ㈱の弁済難易度の認定及び当該認定の報告及び通知	金融庁長官及び財務大臣あて報告、並びに当該会員あて通知
4月27日	商品先物取引法施行規則第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[5月中]		
5月1日	会員脱退及び脱退通知	第一商品㈱(5月1日脱退) 会員あて通知
5月10日	分離保管弁済契約の解除	第一商品㈱(5月10日付) 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
5月10日	基金分離預託契約の解除	第一商品㈱(5月10日付)
5月10日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
5月11日	令和2年度決算等監事監	(於：東京商品取引所ビル9階会議室)

月 日	主 要 事 項	摘 要
	査	1. 令和2年度事業報告 2. 令和2年度末における財産目録 3. 令和2年度委託者等保護資金勘定 4. 令和2年度保全対象財産勘定 5. 令和2年度委託者債務等代位弁済勘定 6. 令和2年度一般勘定 7. 令和2年度資金計画の実施の結果
5月20日	会員脱退及び脱退通知	フジフューチャーズ㈱（5月20日脱退） 会員あて通知
5月20日	分離保管弁済契約の解除	フジフューチャーズ㈱（5月20日付） 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
5月20日	基金分離預託契約の解除	フジフューチャーズ㈱（5月20日付）
5月20日	基金代位弁済委託契約の解除	フジフューチャーズ㈱（5月20日付）
5月20日	区分管理弁済契約の解除	フジフューチャーズ㈱（5月20日付） 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
5月20日	基金区分預託契約の解除	フジフューチャーズ㈱（5月20日付）
5月20日	基金代位弁済委託契約の解除	フジフューチャーズ㈱（5月20日付）
5月21日	第114回理事会	（於：東京商品取引所ビル9階会議室） 1. 令和2年度事業報告（案）及び決算（案）の承認について 2. 通常総会の招集について その他
5月27日	商品先物取引法第283条第3項に基づく変更届	農林水産大臣及び経済産業大臣あて

月 日	主 要 事 項	摘 要
	出	
5月31日	第17回通常総会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 令和2年度事業報告(案)及び決算(案)の承認について その他
[6月中]		
6月1日	商品先物取引法第318条に基づく提出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
6月2日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
6月8日	第44回代位弁済審査会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 代位弁済限度額の変更に係る審査について
6月11日	商品先物取引法第318条に基づく財務諸表等の承認	農林水産大臣及び経済産業大臣より
[7月中]		
7月1日	基金代位委託契約一部変更契約の締結	[代位弁済限度額・担保の変更] (株)アステム(7月1日付締結)
7月5日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
7月21日	商品先物取引法施行規則第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
7月30日	第101回運営審議会	(電話による意見聴取)

月 日	主 要 事 項	摘 要
7月30日	岡藤商事㈱に係る商品先物取引法第303条第2項の報告	1. 岡藤商事㈱に係る弁済難易度の認定について 農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
7月30日	岡藤商事㈱に係る金融商品取引法第79条の53第2項の報告	金融庁長官及び財務大臣あて報告
7月30日	岡藤商事㈱の弁済難易度の認定及び当該認定の報告及び通知	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに当該会員あて通知
7月30日	岡藤商事㈱の弁済難易度の認定及び当該認定の報告及び通知	金融庁長官及び財務大臣あて報告、並びに当該会員あて通知
[8月中]		
8月 2日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
8月 6日	基金代位弁済委託契約一部変更契約の締結	[担保の変更] 岡藤商事㈱ (8月6日付締結)
8月18日	分離保管弁済契約締結会員の住所変更に係る公告及び通知	岡地㈱ (7月1日付変更) 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
8月18日	区分管理弁済契約締結会員の住所変更に係る公告及び通知	岡地㈱ (7月1日付変更) 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知

月 日	主 要 事 項	摘 要
[9月中]		
9月 3日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
9月 3日	分離保管弁済契約締結会 員の商号変更に係る公告 及び通知	フジトミ証券(株) (8月1日付変更) 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
9月 3日	区分管理弁済契約締結会 員の商号変更に係る公告 及び通知	フジトミ証券(株) (8月1日付変更) 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
9月 6日	第102回運営審議会	(書面による意見聴取) 1. 岡藤商事(株)の自主弁済計画の認定について
9月14日	会員脱退及び脱退通知	岡藤商事(株) (9月14日脱退) 会員あて通知
9月17日	第36回制度検討委員会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 定率会費に係る定款、業務規程等の施行 に関する規則の一部改正(案)について その他
9月27日	第115回理事会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 定款、業務規程等の施行に関する規則の 一部改正について その他
9月28日	分離保管弁済契約の解除	岡藤商事(株) (9月28日付) 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
9月28日	基金分離預託契約の解除	岡藤商事(株) (9月28日付)

月 日	主 要 事 項	摘 要
9月28日	基金代位弁済委託契約の解除	岡藤商事㈱（9月28日付）
9月28日	区分管理弁済契約の解除	岡藤商事㈱（9月28日付） 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
9月28日	基金区分預託契約の解除	岡藤商事㈱（9月28日付）
9月28日	基金代位弁済委託契約の解除	岡藤商事㈱（9月28日付）
[10月中]		
10月 5日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
10月 6日	商品先物取引法第283条第3項に基づく変更届出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
10月19日	分離保管弁済契約締結会員の商号変更に係る公告及び通知	大起証券㈱（10月1日付変更） 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
10月19日	区分管理弁済契約締結会員の商号変更に係る公告及び通知	大起証券㈱（10月1日付変更） 掲示上に公告、並びに、当該会員あて通知
10月22日	商品先物取引法施行規則第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[11月中]		
11月 9日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告

月 日	主 要 事 項	摘 要
[12月中] 12月 3日	第45回代位弁済審査会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 基金代位弁済委託契約締結に係る審査について
12月 6日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
12月10日	第116回理事会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 基金代位弁済委託契約の締結について その他
12月21日	今村証券㈱に係る商品先物取引法第303条第2項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
12月22日	第103回運営審議会	(電話による意見聴取) 1. 今村証券㈱に係る弁済難易度の認定について 2. 今村証券㈱の自主弁済計画の認定について
12月22日	今村証券㈱の弁済難易度の認定及び当該認定の報告及び通知	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに当該会員あて通知
[1月中] 1月 4日	基金代位弁済委託契約の締結	岡地㈱外10社(1月1日付契約)
1月 7日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告

月 日	主 要 事 項	摘 要
1月19日	商品先物取引法施行規則 第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[2月中]		
2月 1日	今村証券㈱に係る金融商 品取引法第79条の53 第2項の報告	金融庁長官及び財務大臣あて報告
2月 1日	会員脱退及び脱退通知	今村証券㈱（2月1日脱退） 会員あて通知
2月 2日	第104回運営審議会	（電話による面談及び意見聴取） 1. 今村証券㈱に係る弁済難易度の認定につ いて 2. 今村証券㈱の自主弁済計画の認定につ いて
2月 2日	今村証券㈱の弁済難易度 の認定及び当該認定の報 告及び通知	金融庁長官及び財務大臣あて報告、並びに当 該会員あて通知
2月 3日	分離保管弁済契約の解除	今村証券㈱（2月3日付） 揭示上に公告、並びに、当該会員あて通知
2月 3日	基金分離預託契約の解除	今村証券㈱（2月3日付） 揭示上に公告、並びに、当該会員あて通知
2月 3日	区分管理弁済契約の解除	今村証券㈱（2月3日付） 揭示上に公告、並びに、当該会員あて通知
2月 3日	基金区分預託契約の解除	今村証券㈱（2月3日付）
2月 8日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告



月 日	主 要 事 項	摘 要
2月10日	る報告 理事懇談会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 令和3年度の一般勘定における当期収支差額の見込みについて 2. 令和4年度の予算編成の基本方針について その他
[3月中]		
3月 3日	商品先物取引法第283条第3項に基づく変更届出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
3月 9日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
3月10日	第117回理事会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 令和4年度事業計画(案)について 2. 令和4年度予算及び資金計画(案)について 3. 第18回通常総会における任期満了に伴う役員改選の役員選出方法について 4. 臨時総会の招集について 5. 基金代位弁済業務実施要領及び特定基金代位弁済業務実施要領の改正について その他
3月22日	臨時総会	(於：東京商品取引所ビル9階会議室) 1. 令和4年度事業計画(案)について 2. 令和4年度予算及び資金計画(案)について 3. 第18回通常総会における任期満了に伴う役員改選の役員選出方法について

月 日	主 要 事 項	摘 要
3月23日	定款第64条第2項に基づく届出	その他 農林水産大臣及び経済産業大臣あて
3月23日	商品先物取引法第317条及び同法施行規則第144条に基づく予算及び資金計画等の提出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて